



第 22 期第 10 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録



令和 4 年 6 月 2 日

第22期 第10回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和4年6月2日(木) 午後2時30分から

2 場 所 静岡県庁東館16階 OA研修室(静岡市葵区追手町9-6)

3 議 題

(1) 諮問事項

知事管理漁獲可能量(まさば及びごまさば)の設定について 資料1

(2) 指示事項

かご漁業の操業について 資料2

(3) 報告事項

ア 資源管理の状況等の報告について 資料3

イ 漁業権の切替に関する要望調査について 資料4

(4) その他

次回開催日程について

4 出席者氏名

委 員

鈴木 精	橋ヶ谷善彦	西原 忠	原 剛
金指 治幸	渡邊 俊了	高田 充朗	
安間 英雄	鈴木 伸洋	李 銀姫	田口さつき
三浦 綾子	影山 佳之		

Web参加委員

眞鍋 淳子

欠席委員

日吉 直人 内山 希人

水産・海洋局

板橋 威

水産資源課

松山 創 山田 博一

事務局

伊藤 円 松浦 玲子 市川 稜

○伊藤事務局長

ただいまから、第22期第10回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により、本委員会は成立していることをご報告させていただきます。なお、本日、眞鍋委員はWebでの参加、日吉委員と内山委員は欠席となっております。

また、会場換気のため、窓を少し開けさせていただいておりますが、御理解、御協力願います。

なお、会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。ここで、事務局から会場の注意事項について、御説明いたします。

○市川主任

事務局の市川です。先ず、会場についての注意事項を申し上げます。こちらの会議室は飲食可能となっておりますが、電子機器を多く置いてあります。そのため、水分等補給される際は、水こぼしには十分気をつけていただきますようお願いいたします。

続いて、Web会議についてですが、会場中央にありますマイクで集音しております。音を拾いやすくするために、声は大きめかつゆっくりとお話し願います。以上です。

では、ただ今から、議事に入らせていただきます。

それでは鈴木会長、よろしく願いいたします。

○鈴木会長

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単で結構ですでお聞かせ願えればと思います。

それでは私からです。うれしくないニュースとしては、黒潮大蛇行が記録を更新したということです。漁業者にとってはプラスかマイナスかという点では、ほぼマイナスであろうと感じております。稲取あたりのキンメの漁模様は相変わらず低調というところですが、漁協直営の直売所においては、だいぶ観光客が戻ってきているかなというところですが、それでは次に西原さんお願いします。

○西原委員

会長が言ったように、私ども南駿河湾漁協も蛇行の影響を受けています。キンメ漁場の1つであります金州の漁場も4ノットという潮の速さで、とても漁ができる状態ではありませんので、ここ半月ばかり出港しないという漁船がだいぶ出ています。それからシラスに関して、主な漁場であります遠州灘が不漁でありまして、今の時期は湾奥、それも用宗沖、田子の浦沖、伊豆半島との中間点くらいの所で操業しております。うちの吉田支所はそこまで行けるんですけども、御前崎の本所と地頭方支所は行けないもんですから、水揚げが去年と比べて大きく逆転しています。単価にしてもここ最近ものが悪くなってきたものですから、ある程度の魚価に抑えられております。

私どもの定置に関しては、こんなに色分けのできる年はないというか、3か統小型定置があるわけですが、湾奥の定置は小アジ、中アジと入っておりますが、外の定置はアジがずっと入っていない。その原因として、今年のシラスが沿岸の浅いところに入ってこないんですよ。やはりアジもシラスを捕食しますので、ずっと19℃台の水温が続いてまして、やっと21℃台になって、夏の魚が入ってくるんですが、ずっとアジは入ってこないです。カンパチとかトビウオとかは入ってきております。ずっと湾奥へ行く潮ばかりなものですから、蛇行を何とかしてくれないと、今後わからない漁模様になるかと思えます。以上です。

○橋ヶ谷委員

サバですが、前回以降、まとまった水揚げというのはありません。4/26、4/27くらいかな、黒潮が三重県の沿岸にぶつかるような流れになって、それ以降は全くだめで、それまで少し混じていた魚体の大きなゴマサバが全部消えて、今は伊豆諸島の利島の港口からやってですね、ゴマサバの200gから300gくらいの小型のやつが、日暮れから朝までやって、10トン、15トンくらいの量です。金額にしてもたいしたことではなくて、餌代と燃料代を差し引くと、こっちに振り込まれてくるお金はないくらいの状態です。会長も西原副会長もおっしゃっていましたが、黒潮と密接な関係があるなど実感しているところです。もう少し流れが変わって良くなることを期待しています。以上です。

○高田委員

伊東のキンメも先ほど会長が言われたように、あまり良くない状況で、大蛇行の影響があるような状況です。多賀の方はこのところ相模湾でアジの小型が主体ですが少しずつ出てきたような感じですが。6月になると梅雨イワシといって大羽イワシが獲れるんですけども、まだ中羽にもなっていないようなイワシです。まき網も、昨日まではある程度の水揚げがあったんですけども、今朝は4トンという少ない数字でした。それに引き換え磯の方も、アワビの方が磯枯れもあって、大蛇行の影響で特に伊豆半島はアワビが激減していると思います。このところ見ていると、市場中で数キロしか上がっていないのですが、相場の方はアワビに関してはそこそこあるような状況です。この間までサザエが獲れていたのも、ここへ来て少しずつ落ちてきたという状況です。以上です。

○金指委員

前回の時も言いましたが、私どものところではイワシが好調でありましたが、そのイワシが5/12を境に、湾内から消えていったという状況です。月休み明けになって、イワシに代わってサバが湾内に入ってきてまして、ヒラサバのピンサバの加工用なんですけど、5/20前後、19日頃には20トンから50トンくらい。29日頃からは、石花海で水温21.5℃位になりまして、150トンくらい。夕べも3か続で150トン程獲れております。イワシに代わってサバが入ってきて、それなりの漁ができております。瀬でできるのが6/30までなのでそれまで獲れるかどうかわかりません。石廊崎の方まで探索に行ったんですけども、魚は見えませんでした。先ほど、高田さんが言われたように、入梅の大羽イワシも期待しているんですけど、まだ気配は全然ないようです。以上です。

○原委員

まず良い話をさせてもらいます。今年度、先々月から始まったサクラエビ漁ですが、最初、連休明けくらいまでは水深80から100メートルくらいの水温が15℃くらいで低くて心配していたんですけど、ここへ来て17℃を超える水温になってから、まあまあ好調に漁があるようになって、去年が140トンくらいですが、現状は190トンです。漁師の勝手ですけども、あと30トンくらいいけるんじゃないかと思ってま

す。あと定置網ですが、先月の漁が1か月で11トンしかなくて、11トンといたら一日の水揚げ量ですよ。先ほど会長が言われたように大蛇行が影響しているのか、何しろ表層の水温が18℃くらいですか、湾奥で。全く漁のない状況です。もう一つ悪い情報ですけども、サクラエビ、シラスというのがずっとなくて、サクラエビは段々良くなってきたんですけども、金額が良いときの4分の1程度ですか。そういう中で他の漁もなくて、20代、30代の人たちがどんどん辞めている。だから今、人手不足でそれを心配している状況です。以上です。

○渡邊委員

浜名の渡邊です。カツオに関しては、沖合10マイルから15マイルに船を出してしまうと、黒潮の本流に乗ってしまって、潮の速度が4ノットくらいで東に流れているので、今、一直線に金州に行っている状態で、金州まで行けば何とか漁になる状況です。大体30本から50本くらい釣ってきて、小さい物だと1キロから1.2キロくらい。キロ単価が舞阪でキロ単価2,000円から2,500円くらいして、それで1キロ半から2キロくらいだと、1,200円から1,500円くらいしておりますので、漁に行って、30本くらい釣ってくれば、7、8万円から10万円くらいいくときがあります。刺網ですが、ワタリガニは全然だめで、遠州灘にも浜名湖にも全くおらず、キロ単価が良いものだと4,600円くらい。子持ちだと2,000円。浜名湖の中ではタイワンガザミも子持ちだと売のを禁止。一匹あたりで売るときの単価が2,300円とかとんでもない価格になっています。アサリに関しては全くだめで、ハマグリについては1人10キロの制限で、今度の日曜日に解禁します。シラスについては今日内山さんが来ていないんですけども、県境の沖合で獲れていると。5月の連休から獲れ出したんですけども、そんなにたくさん獲れているわけでもなく、一かごあたり物が良ければ5万円。混ざり物が入って物が悪ければ1万円切るような値段ですけども、一網で15杯くらい獲ってくれば大漁という感じですね。

○鈴木会長

皆様、ありがとうございます。前回と比べて良い話が混ざってきているので嬉しい限りです。新聞等で記事にな

っているサクラエビの漁が上向いてきたということが一番良いことだと思っています。

それでは、本日の議事録署名人を、橋ヶ谷委員と眞鍋委員にお願いいたします。

今回も、前回同様、1時間に1回程度、休憩時間を確保することとし、時間が来たらその後の区切りの良いところで、10分程度の休憩を取ります。

また、個々の議題のうち、報告事項を除く諮問事項や指示事項、協議事項については、事務局の担当者からの説明の後、事務局長から、その議題に関して特に本委員会で御議論いただく必要が高い事項の説明があります。

その上で、今回も、まずは漁業者委員側、その後に学識・中立委員側、それぞれから意見を述べていただく機会を設けることとします。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行に協力いただきたいことをお願いして議事に入りたいと思います。

それでは最初に、諮問事項 知事管理漁獲可能量（まさば及びごまさば）の設定について、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査

事務局の松浦です。

議題1 特定水産資源（まさば及びごまさば）の知事管理漁獲可能量の設定について御説明します。

座って説明させていただきます。資料1を御覧ください。

まず、配付資料の御説明をいたします。1～2ページが諮問内容の概要と諮問事項となります。3ページが国から県への配分通知の写し、4ページがTAC配分の考え方の資料、5ページが知事管理漁獲可能量の県公報告示案、6ページ以下が参考資料として知事からの諮問文と漁業法の根拠条文抜粋となっております。

1ページの1の概要から御説明します。

知事管理漁獲可能量の設定について説明いたします

まず、【都道府県漁獲可能量の設定】について、資料3ページを御覧ください。こちらは国からの通知で、令和4管理年度のまさばごまさばの本県への当初配分通知となります。配分を「現行水準」と定めています。「現行水準」と定めた

根拠については、4ページのとおりで、こちらはこれまで何度か説明しておりますので説明を省略させていただきます。

1ページにお戻りください。【知事管理漁獲可能量（案）】について説明いたします。

ただ今御説明したとおり、まさばごまさばについて、国が「現行水準」と定めたことを受け、知事管理漁獲可能量を令和4管理年度と同様に表のとおり「現行水準」と定めたいと存じます。

施行の際は、5ページの内容により県公報に告示し、県HPでも公表予定です

なお、字句等に軽微な修正があった場合については事務局に一任いただきたく存じます。

資料1の中段以下の参考【県資源管理方針の制定】については、何度か説明しておりますので説明を省略いたしますが、今回、都道府県漁獲可能量に変更がなく、知事管理漁獲可能量の設定も変更ございませんので、変更は不要となります。

それでは資料2ページの諮問事項になります。

特定水産資源（まさば及びごまさば）の令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について漁業法第16条第2項の規定に基づき諮問いたします。

御審議の程、よろしく申し上げます。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。このことについて漁業者委員と学識・中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思います。では、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○金指委員

クロマグロのように、7割とか8割とか9割とかの採捕量となったら、県から通知がありますか。

○松浦主査

マサバ及びゴマサバについてはそのような通知はございません。数量明示でやっている場合、例えば静岡県の枠が500トンなどと決まっている場合は採捕停止命令を出すことがあるんですけども、本県は現行水準ですので、特にそういったものはございません。

○金指委員

今年はちょっとサバが多いんじゃないかという気がするんですけども。

○高田委員

やはり獲れる海域によって、全然違うと思うんですよね。今年当初から、平さばが下ってくるのが、いつもだと伊豆諸島から始まるのが、最近は定置網に入るんですよね。それで沖にはいない。すぐ目の先の大島にもいない状態でしたから、そこにいたのがゴマサバが少し。現在も、浜へ行ってみると、先ほど橋ヶ谷さんが言われたように、250g くらいの小さいものが主流。自分が知っている限りだと、冬に産卵に下ってきたサバが三重県の方に抜けていくんですけども、あと5月の終わり頃から6月に北上していく魚がいつもならいるんですよね。ただその北上のサバも今いないのが現状じゃないかなと思います。自分が市場へ行ったら魚を見ているとそのような状況で、広くいるんじゃなくて、ある地区に偏っている感じじゃないかと思います。

○橋ヶ谷委員

昨年の5月は、大型の北へ戻っていくマサバが多く獲れたんですけども。そのデータを元に今年も探しに行ったんですけど、マサバは今日も水揚げしてほとんどない状態。ほとんどがゴマサバの小さいやつ。昨年と違って大型の北へ戻っていくマサバがほとんど見られません。沖へ行ったらソナーなり魚群探知機なりを見るとですね、水深50mより深い所って言うのはかなり反応が出て、ただ集魚灯をつけても餌を投げても、それが全然上がってこない。竿を使って深い所まで落とせば食ってくるんですけど、それに釣られて上がってくることはない。そんな状態です。

それに関連して、この議題についてですが、資料の4ページの表を見てもらうとわかるんですけども、私がやっているたもすくいと棒受網は入っていないんですね。これはなぜかということ、静岡県海面ができないからであって、特に棒受網に関しては許可されている漁場がないんですよ。だから入っていないんです。それはどういうことかということ、私どもがやっているたもすくいと棒受網というのは、基本的に島周りと瀬の上で操業する漁業です。千葉県にしても東京都にし

でも、許可が出ているのは瀬の上なんです。静岡県は瀬の上の操業が禁止なんで、漁する権利はあるんですけども、やる場所がなくて、ここに載っていないんです。

○鈴木会長

ちょっと私の方から質問ですけども、現行水準という中で、今、橋ヶ谷委員が言われたように、棒受網で獲ったりたもすくいでも獲ったり、静岡県海面でなくて、他所の海面で獲ったやつは、水揚げが静岡県の場合、この数量としてカウントされるわけですか。

○松浦主査

サバに関しては、それはいいです。マグロなどは、属人で、静岡県の漁師さんが獲ったものを、その県の知事管理漁獲可能量の中でカウントしていくんですけど、その制度ができる前から、一都三県周辺のさば漁は入会してやっていたという関係で、橋ヶ谷委員が東京都の海面で獲られた実績は、東京都知事宛てに TAC 報告を作成していただいております、東京の枠としてあちらでカウントしていただいております。

○鈴木会長

はい、わかりました。

それでは、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○眞鍋委員

もう一度教えていただきたいんですが、先ほどの棒受網は瀬の上で獲る漁法だけれども、静岡県では瀬の上はだめなので、というように聞こえたんですけども、どういう意味だったんでしょうか。もう一度お願いします。

○橋ヶ谷委員

例えば御前崎沖の金州の瀬というのは、棒受網の禁漁区域なんです。そのためできないということです。

○西原委員

サバは瀬につくんですよ。千葉とか東京とはその瀬で操業しているんですが、静岡県では瀬は全部禁止しているものから、棒受網の操業ができないんです。

○眞鍋委員

わかりました、ありがとうございました。

- 鈴木会長 他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。
- 安間委員 橋ヶ谷委員に参考にお聞きしたいんですが、棒受網で獲っているものは増えているんですかね。
- 橋ヶ谷委員 5年前と比べるとかなり減っています。それはやはり黒潮大蛇行の影響だろうと思っておりますけれども、あくまでも推測なんですけれども、夏場になってくると、水温が高いから獲れないといわれるんですけれども、私個人の意見だと、水温が原因ではなく、以前も言ったと思うんですけれども、多分、黒潮から分かれてくる流れだとか、そういうものがあって、それに含まれている酸素濃度なのか、塩分とかそういうものなのか、プランクトンの関係なのか、そういうものがあって、魚が深い所から浮いてこないというのが正しいと思うんです。先ほど言ったように、深い所では反応があるんですけど、餌を投げようが電気を付けようが一切浮いてこない。この状態がずっと続いているんで。多分そういうことだと思っております。
- 安間委員 はい、わかりました。
- 鈴木会長 他に御意見ある方いらっしゃいますか。
特に意見もないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。
- 各委員 異議なし。
- 鈴木会長 はい、それでは、諮問事項 知事管理漁獲可能量（まさば及びごまさば）の設定について、原案のとおり了承します。続きまして、指示事項 かが漁業の操業について、事務局から説明をお願いします。
- 山田主査 それでは、かが漁業の操業に係る委員会指示について御説明いたします。資料2を御覧ください。
経緯についてですが、昭和52年に戸田漁協の所属船が、自由漁業の範疇でかが漁業の操業を始めましたが、同漁協所

属の小型機船底びき網漁業者との間で、漁場や漁獲物の競合が顕著となり、昭和 53 年に「かご漁業の部分的な禁止」、昭和 54 年に「本県海面における全面操業禁止」の委員会指示を公示することになりました。その後も他の漁業との間でトラブルが頻発したため、委員会による調停が行われ、昭和 55 年から現行の承認漁業となりました。

操業海域は 1 ページ下にお示ししている A、B、C の 3 つの海域に分けて行われています。A 海域は駿河湾の中央部、B 海域は伊豆西岸沖、C 海域は伊豆東岸沖になります。

一部海域では操業違反が繰り返し行われたため、平成 22 年に「承認をしない場合」及び「承認の取消し」の項目を委員会指示に追加し、平成 23 年には、違反者に対する処分基準の見直しを行いました。

平成 25 年には、漁業者からの要望により C 海域の操業海域を沿岸側に変更しました。また、平成 28 年には、試験研究機関による調査に対して届出を義務付けました。なお、昨年漁期については違反及びトラブル等の報告はありません。

次のページを御覧ください。かにかご漁業の操業図と漁具図をお示ししています。右側の図のようなかごに餌を入れたものを最大 20 かご、はえ縄のようにして海底に設置します。かごの中に餌を目当てに入ってくるカニをとる漁法です。

かご漁業の主な漁獲対象種は、その下に示したタカアシガニ、エゾイバラガニ、イバラガニモドキになります。タカアシガニは世界最大の甲殻類として知られており、主に B、C 海域で採捕されます。その隣のエゾイバラガニやイバラガニモドキは、主に A 海域で漁獲されるカニです。

指示内容について御協議いただくにあたり、まず、前年漁期までの実績について報告します。

3 ページを御覧ください。かご漁業の漁獲量の推移を示しました。表の左から A 海域、B 海域、C 海域となっており、海域ごとに延日数、漁獲量、尾数等を示しております。

表の一番下にあります備考欄を御覧ください。指示内容を記載しております。操業期間については、A 海域が 9 月 1 日から翌年の 5 月 15 日まで、B 海域と C 海域については、12 月 1 日から翌年の 2 月末までとなっています。

次に、トン数と操業隻数についてですが、A海域、B海域では5トン未満の船で5隻以内、C海域につきましては、15トン未満の船で6隻以内となっています。C海域で他の海域より大きな船を認めているのは、当海域の海洋条件が厳しいため、安全性を配慮したものとなっています。また、漁獲量に関しては2,500尾以内と制限を設けています。

次に、4ページを御覧ください。それぞれの海域の資源状況について御説明いたします。先ほどの表をもとにした図を二つ載せております。図1がかご漁業による漁獲量の経年変化を海域別に、図2が1日あたりの漁獲量を海域別にお示したものです。

各図についてですが、白丸の点線がA海域、黒丸の実線がB海域、バツ印の実線がC海域となります。まず、B海域及びC海域で主に漁獲されるタカアシガニについてですが、いずれの海域も漁獲量、1日あたり漁獲量が概ね横ばいで推移していることから、資源は比較的安定していると考えております。一方、A海域は平成21年以降、低水準で推移しています。A海域でかご漁業を行っている長兼丸さんへの聞き取りによりますと、平成21年に駿河湾を震源とする大きな地震があり、この地震の後、獲れなくなったと聞いております。

平成21年以降のA海域での漁獲物の状況と取組みをもう少し詳しく説明します。5ページを御覧ください。

図3は、A海域におけるエゾイバラガニの雌雄別1日あたり漁獲量の推移を示しております。エゾイバラガニの雌雄の生息場所は異なっており、平成21年以前はメスに比べてサイズが大きく、身の詰まりが良いオスを主に漁獲していましたが、駿河湾沖の地震後にオスが居なくなり、それ以降メスが漁獲の主体となりました。ただ、令和2年漁期ではオスが若干増えており、令和3年漁期でもその傾向が認められています。

次にカニの大きさはどうなのかということですが、漁業者には令和元年からエゾイバラガニの甲幅、甲の幅を測定してもらっており、図4に雌雄別の甲幅組成を示しました。左側がオスの組成を示していますが、令和3年漁期では、サイズの大きな個体も獲れておりました。

図5に令和3年漁期に漁獲されたエゾイバラガニの甲幅の推移を示しておりますが、概ね一定サイズが水揚されており、それより小型の個体が漁獲された場合は放流しているとのことでした。このため、漁期中にサイズが小型化するようなことは認められておりません。

4ページにお戻りください。図1の上に漁業者からの聞き取りによるA海域でのその他の参考情報を載せておりますが、令和元年漁期以降は新型コロナウイルスの感染拡大による影響で、観光業並びに飲食店業の営業が縮小し需要が減ったことから、出漁日数や漁獲量を制限している、つまり、注文のあった分だけ漁獲しているとのことでした。また、A海域の主な漁業者である長兼丸さんですが、令和3年漁期中にケガのため1月末以降ほとんど漁ができなかったとのことを聞いております。

それでは、6ページの指示事項を御覧ください。これまでの説明を基に各海域での事務局側の考え方についてお示しました。A海域では、引き続き、小型個体の放流等の資源保護の取組みを行い、資源状況を注視しながら、承認漁業を継続したいと考えています。また本指示による操業が、同海域の資源状況の継続調査になるという意味合いもあります。B海域及びC海域につきましては、資源状況が横ばいで比較的安定していることから、資源状況を注視しながら同じく承認漁業を継続したいと考えております。

この指示の考え方について、よろしければ指示内容について御協議いただきたいと思っております。

指示事項の公報掲載案を7ページ以降に掲載しております。

昨年からの変更点は、下線部分の指示の有効期間等の期日の変更のみになります。指示の内容について了承された場合には、案のとおり公報にて公示します。なお、指示（案）について軽微な修正があった場合には事務局に一任いただきたいと思っております。以上になります。御審議の程よろしくお願ひします。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がございましたが、皆様には、現行の指示と同じ内容で指示を継続することについて、御審議

いただきたいと存じます。

- 鈴木会長 ありがとうございました。ただいま、事務局から説明が
ありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意
見等ありましたらお願いします。
- 私から一点よろしいでしょうか。3 ページの表に延べ日数
とあるが、延べ日数というのは最初にかごを入れてから最後
に回収するまでの日数ですか。
- 伊藤事務局長 操業日数の合計です。
- 鈴木会長 3 日や 4 日置きっぱなしがある。上げた日の合計と言うこ
とで良いのですね。
- 山田主査 かごを上げてカニを獲った回数です。
- 田口委員 戸田漁協の所属船 6 隻が現在も行っているのですか。
- 山田主査 始まりはそういうことです。現在は 3 ページ備考に示して
いる承認船になります。
- 田口委員 基本的なデータを出しているのが長兼丸さんですか。
- 山田主査 A 海域については長兼丸外 3 隻に承認を出しています。精
力的に漁を行っているのが長兼丸さんになります。
- 田口委員 長兼丸さんがケガ等で漁に出れなかったときデータが不
連続になる。別の船にもデータを提供してもらうなど、何か
対策を講じたほうが良いのでは。
- 山田主査 経済的な面、漁模様の面により誰も彼もが同じように操業
を行っているわけではありません。A 海域については長兼丸
さんが主に操業しています。
- 鈴木会長 長兼丸以外の 3 隻は実績がないのか。

- 山田主査 戸田の清進丸は実績がありますが、他の2隻はありません。
- 鈴木会長 それでは、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。
- 安間委員 6ページの指示事項のA海域の文章で資源状況を注視しながらとあるが、悪ければ止めるということも含めてそういう書き方をしているのですか。
- 山田主査 委員会指示で行っているかご漁業については、漁獲の実績報告書を上げてもらっていることになっていまして、9ページの(4)海域ごとの条件のところに記載がありますが、A、B海域については翌月15日までに、C海域は旬ごとにとりまとめて報告してもらっています。報告期間を短くして状況を確認しています。
- 安間委員 悪いときは途中で止めるということも含んでいるのですか。
- 山田主査 海区へも報告しながら見ていくということになります。現状ではA海域ではサイズを測ってもらったり、放流状況を記録してもらったりしながら資源の状況を見ているところです。
- 板橋局長 資源状況を注視しながらとは、文字通り資源状況を注視しながらであり、漁期の途中で資源状況が悪化した場合については海区に御相談して対応していくということです。
- 眞鍋委員 5ページの図3、A海域におけるエゾイバラガニの雌雄別1日当たり漁獲量の推移のところで平成21年ごろに地震があつて海底の様子が変わって獲れなくなったということですか。先ほどオスの方が身が詰まっていたと獲っていたということでしたが、エゾイバラガニは何年ぐらいで、漁獲の大きくなるのですか。

○山田主査

平成 21 年の減少について、地震の影響が大きいということにつきましては、データがあって証明されているわけではなくて、漁業者さんからの聞き取りになります。地震により海底地形の様子も変わったという話もあり、そういった影響で獲れなくなったのではないかと考えています。エゾイバラガニのオスとメスは生息水深が違います。オスの方がメスより浅いところに生息しており、そのオスが獲れなくなったということです。その後漁業者が漁場を探索したところメスの生息場所を見つけ、オスの獲れない間、メスを取っていたと聞いています。平成 21 年以前については、オスはサイズも大きく身も詰まっていることからオスを主に獲っていました。何歳くらいでどれくらい大きくなるかという情報については持ち合わせておりません。

○眞鍋委員

獲り尽くしてしまったからと言うより地震による影響ということですか。

○山田主査

地震の影響が大きかったのではないかと考えています。

○影山委員

眞鍋委員の質問の補足をします。確か前年も漁獲が減った原因は地震だという話があって、私この当時県の水産振興室にいたのですが、海洋深層水という深い水深の海水を利活用すると言う取組みを行っており、取水パイプの管理をする所管でもありました。この年にマグニチュード 4.いくつだったと思いますが、そこそこ揺れた地震がありました。その時に深層水の水がでなくなり、調査をした結果、大規模な海底地滑りが発生し、その力で取水管が破断した。さらに、その調査の中で駿河湾は急斜面でこれまでもたびたび地滑りを起こしており、地滑りしやすいことが公表されています。こういうことで地形的な変化のイベントがあり、それらが大きく影響したんだろうということですか。

あと私の方から意見ですが、指示事項のところで承認漁業を継続するという事に異議はありません。この前も言いましたが、深海性のエビやカニという生物の特性も考慮して、資源の状況や漁業の状況にあるか大局的に見て、長期にわたって、こういう方向で漁業を管理していくという視点をしつ

かり持つておく必要があると思います。今回の資料を見せていただきながら、前回のこの会議の時に資源管理の勉強会をしました。このカニの親魚量と漁獲圧がどういう状況にあるのか、議論になった神戸チャートがどうなっているのか。想像の中で言わせていただくと、カニの資源というのは寿命が非常に長くて成熟年齢も高いと思われま。そのためなかなか管理の効果が出にくい種類であると思います。漁獲量の推移は、A海域ではかなり低下している。B、C海域でも導入された当時とくらべて漁獲は低下していると思います。親魚量の割合、漁獲圧はかならずしも良い状況ではない、一定の制限が必要だろうと思います。そういう中で、寿命が長い、親が確保されて再加入量が増えていくには相当の年月がかかると思われ。かなり明確な親資源の増加がないと漁獲圧を高めることは難しいと思います。長期的な視点をもって資源を大事に保護しつつ、漁業を継続しながら管理をしていく必要がある。そういう立場を明確に継承していくことが大事ではないか、少なくとも5年、10年、さらには数十年レベルの対応が必要になってくると思います。

○鈴木伸洋委員

影山委員からもあったように本漁業では資源生物学的データを取得することを義務付けて承認しています。この手の深海生物はなかなかデータが集まらないので、実際の漁業を継続しながらデータを地道に集めていって、そして科学的な議論をしていかないといけないと思います。そういう意味では今のようやり方で当面操業を行うことは科学的にも漁業学的にも意味があることだと思っていますので承認をしたいと思っています。

○鈴木会長

現在A海域で長兼丸さんがやってるような独自の調査、継続というものを、B海区もC海区も漁業者がやっていくべきだと思います。県の方では漁業者からのデータで評価する。実際に県が中に立ち入って調査していくわけではないのでデータ集めがこれからは必要になってくると思います。

○高田委員

この操業について、かごを何日おいて良いとかあるのか、あと漁具を流失したとき報告や、漁具を回収するなどあるの

ですか。

- 山田主査 委員会指示の9ページになりますが、(4)海域ごとの条件、A海域のところで、日没から日の出までの操業してはならないとあり、A海域についてはその都度かごを入れていると思います。B、C海域については夜間灯火とあるので、時間の制限はありません。
- 鈴木会長 漁具を回収しなければならないという項目はあるのですか。
- 山田主査 現状は、回収しなければならないという項目はありません。
- 鈴木会長 C海区は底釣りの関係ない場所で承認が出ている。その場でかごをなくしたりロープが切れたりした場合、5マイル6マイル先の漁場まで流れてきてそのままということがあります。キンメの漁場に流れ込んだら大きな問題になったかもしれない。そういうとき、県の方には報告はあるのですか。
- 山田主査 昨年度の話ですか。
- 鈴木会長 そうではない。
- 山田主査 私の知っているところではありません。
- 伊藤事務局長 かごを流失した場合に報告するように承認を出すときに言った方がいいですね。
- 高田委員 報告をしてもらって、さらに回収の努力もしてもらう必要がある。
- 板橋局長 報告は義務として、回収は努める。
- 高田委員 県に報告してもらって、関係する各漁協なりに周知してもらいたい。

- 鈴木会長 事務局の方で検討してください。
- 橋ヶ谷委員 昨年でしたか長兼丸さんが日本酒かワインを深海に沈めて寝かしてまた引き上げてということがあった。沈めた位置にないことがあった。何日か後に行くと見つかり引き上げた。漁具についても、そこそこお金がかかるため、流されたときにもある程度の探索はしていると思います。
- 鈴木会長 はい、ありがとうございました。
他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。
特に御意見等がないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。
- 各委員 異議なし。
- 鈴木会長 ありがとうございます。それでは 指示事項 かが漁業の操業について、原案のとおり了承します。
続きまして、報告事項のア 資源管理の状況等の報告について、事務局から説明をお願いします。
- 松浦主査 資料3を御覧ください。資源管理の状況等の報告について説明いたします。今回の報告については前回の海区委で予告をさせていただいたところです
まず、1の制度の当制度の内容・趣旨ですが、改正漁業法により、漁業権者は資源管理の状況等について、知事に報告しなければならない、と法律に明記されました。また、この報告を受けた知事は、1年に1回以上、漁業権者からの報告結果とそれに係る意見を付して、海区委に対し報告することとなりました。
2の報告内容です。対象と報告期限、内容については表のとおりで、今回の海区委が初回報告となります。報告の対象期間は令和3年1月から12月末までの1年間です。
なお、前回の海区委で、漁場を適切かつ有効に活用することについて委員の皆様から御意見をいただきました。そちらについては後ほど、今回の報告の補足として4のところで御

説明いたします。では、まずは資源管理の状況等の報告から御報告いたしますので、先に資料6ページを御覧ください。

こちらには、まず共同漁業権の報告内容をお示ししています。実際は、それぞれの漁業、例えば、表の一番上の大熱海漁協の漁業の種類であれば、今回報告の表ではまとめておりますが、実際は、いせえび漁業、なまこ漁業、たこ漁業など、それぞれについて細かく報告をいただいております。私の手元にはデータがございますので、なにかあれば別途お訊ねいただければと思います。

ただ、今回の報告にあたり、詳細すぎる表ではわかりにくいのではないかと思います、このような形にまとめております。なにぶん初回報告なので、必要があれば、来年以降、表の形式など改善していきたいと思っております。

それでは表全体の説明にまいります。共同漁業権は共第1号から20号までございます。資料6ページから11ページまでが該当します。共第1号の大熱海漁協さんを基に御説明しますが、左から2つめの列に免許番号を、その右側、順に漁業権者名、漁業の種類、こちらには枠別に第1種、2種、3種をお示ししています。その右に対象期間を、そして資源管理に関する取組みの実施状況を操業制限と放流の有無、の列でお示ししています。操業制限につきましてはそれぞれの漁業権ごとに細かな決まり事がありますが、一覧表にする関係で、取組みがあれば○を、ない場合は空欄としております。次に4の漁場の活用の状況です。これが操業の実態となります。①に当該漁業権全体の操業日数を②に同じく漁業権全体の漁獲量を記載しています。また、その右側には行使権者のべ合計人数を記載しています。

なお、これだけ丸めてしまうと、その漁業権漁場の実際の利用のされ方が見えませんので、6のその他のところに主な漁獲物の名称と漁獲量を、例えば一番上の大熱海漁協の場合は、いせえび3.2トン、なまこ1.3トン、さぎえ5トンを記載しています。また、漁業権漁業になっても操業できなかったり漁獲数量がまとまらず報告されなかったものについて、ここでは【たこ、のり、うに漁業】とありますが、その背景や理由を記載しております。

また、清掃作業や密漁パトロール等の報告があった場合に

については【備考】としてこちらに記載しています。

なお、大熱海漁協の、【たこ、のり、うに漁業】のように何らかの理由があって漁獲がなかったものや、別の漁業にかかりきりで操業できなかったものなどがございます。ただ、漁業権漁業が一つでもなされてなければだめなのかというところではなく、漁場全体の利用やそのとき採るべき、漁獲するのに適した漁業があればそちらをやりますので、報告に基づき漁場利用が適正だったか否かは、漁場の全体を見て判断しておりますことを御承知置きください。

なお、今回の報告につきましては初回ということもあり、操業日数が明確にわからなかった漁協さんもございます。その場合は不明（操業実績有り）と記載しております。こちらにつきましても、数値の記載が無いからダメだということではなく、今後、データの集め方を変えていただきながら、改善しながらやっていきたいと思っております。

以上、6 ページから 11 ページまでが共第 1 号から 20 号までの共同漁業権の報告でした。漁業権者からの報告について、こちらの内容を精査した結果、全ての漁業権者が漁業権漁場を適正に使用していると判断いたしましたので、表の一番左側にその結果として○と記載してございます。

次の 12 ページ、13 ページが区画漁業権の報告になります。こちらは、それぞれの漁場について漁業権者からの報告について、共同漁業権と同じように記載しております。操業がなかった漁場については、それぞれ理由をその他の欄に記載しています。また、資源管理とは別ですが、内浦及び静浦漁協が漁業権者となっている魚類養殖については、漁場環境を適正に保つための取組みがあれば、その他の欄に記載しています。これら特区第 1 号から 73 号までの区画漁業権についても、内容を精査した結果、漁業権漁場の使用について適正と判断し、一番左の欄に適正という意味で○を記載してございます。

最後に、定置漁業権について 14 ページにお示ししています。こちらは漁業権者の方が、漁協さん以外に漁業者さんの場合でございます。こちらにも内容を精査した結果、漁業権漁場を適正に使用していると判断いたしましたので、表の一番左側にその結果として○と記載してございます。

以上について、知事の意見を付して海区会長にあてた文書を5ページに添付してございます。本文を読み上げます。令和3年1月から12月までの期間における、本県の共同、区画及び定置漁業権者からの報告内容を精査した結果、いずれの漁業権漁業についても適正に漁場が活用され、資源管理の取組みがなされていたことを報告いたします。

また、ここには特に記載しておりませんが、現時点でそれぞれの漁業権者内及び他の漁業者との紛争や法令違反については情報は入っておらず、指導や勧告をする案件はないことを併せて報告いたします。資源管理の状況についての報告は以上になります。

それでは、前回の海区委で御意見いただいた適切かつ有効の考え方について、1ページ4のところから御説明します。県の改善案、かつ経過報告です。報告制度の趣旨の所では、優先順位に基づいて漁業権免許が付与されてきましたが、今回の改正で廃止されました。1つの漁業権に複数の申請があった場合は、下の①、②に沿って免許がされることとなっております。この際、①の下線部にありますように、現在の漁業権者が申請する際、適切かつ有効に漁場を活用していればその方に免許されます。

このため、漁業権者が適切かつ有効に漁場を活用しているかどうかを把握する機会が必要ということで、先に報告した資源管理の状況等の報告が設けられております。

さて、「適切かつ有効」に漁場を活用しているかどうか、については、現時点では2ページ下部にお示しした事項をもとに総合的に判断したいと考えており、判断の際にどんなことを想定するか、というものを示しています。

①から⑥の番号を振ってありますが、前回はこの番号を振ったタイトルだけを記載しておりました。そこに、委員の皆様からいただいた御意見をこちらで反映しつつ、こういう事柄はどこに分類されるのかな、と下にポツでお示しした事項が今回、局内で話しながら分類したものになります。

ちなみに今回の資源管理の報告の中から読み取れるな、と思ったものが①から④までのグループになります。①については、生産数量や金額という数字の結果だけに反映されない事柄も足し込んでおります。②には漁業権行使者としてのル

ールを策定し守っているかどうか、ということ。③では漁業権の活用状況を、④では漁場利用のあり方について、こういったことが先の報告からも判断できると考えております。⑤は文字通り法令遵守の状況を、そして⑥は漁場の利用そのものではありませんが、団体漁業権の場合に漁業生産力を維持・発展させるための取組みについて記載しています。

なお、これが最終版という訳ではなく、皆様に御意見をいただきながら少しずつカスタマイズしながら、漁業権免許の手続を進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

○板橋局長

一点補足させていただきますけれども、2ページの下線部のところに、以下の事項の時に総合的に判断する、とありますとおり、前回の海区の議論の中で、チェックリストとするのはいかがなものか、という御意見がございました。その点を踏まえまして、チェックリストで特定の項目がなければ即認めない、ということではなくて、総合的に見て、適切かつ有効に使われるかどうかということ判断してきます、ということなんです。

○鈴木会長

はい、ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○西原委員

はい、2点ほどありますが、1点は、採捕区域で○がつかない組合がありますよね、6ページとか7ページですが。これで良いのでしょうか。

○松浦主査

採捕区域の考え方なんですけれども、これは漁業権行使規則からも拾ってしまして、漁協さんによって細かく決めているところと、特にそこまで詳しく規則に書いてないところがあるんですが、決めなければならないというものではないので、ない場合は空欄にしております。

○西原委員

わかりました。それと2点目は、1ページ目の改正漁業法ではこの優先順位が廃止されたとありますが、漁業者以外の

人間も、俺たちもやれるんだなと、危ない方向へ行って、一本釣りなんかは各地区でトラブルが起きています。一つの港の中でも、漁業者が漁業権を手放したと、だからイセエビは誰が獲ってもいいんだと、こういう身勝手な解釈でやられている場合もあります。釣りの場合は、漁業権とはいえないものですから、あえて言えば漁業者だけに許されているひき縄釣りとか、そういうものも法律で守って欲しいというか、もっと強く出てもらわないと、プレジャーボートとの間でトラブルになるという事例がありますので、何か検討していただきたいなあという思いがありますけれども。

あと、イセエビを獲るために、港湾の中にえび網を仕掛けたりとか、夜釣ったりとか、密漁ですね。横浜では誰が獲っても良いようになっているようですが、県によって、地区によってルールが違ふと。県外の間人が、どこでも獲れると思って静岡へ来ると、トラブルになりますから、県はルールを公にしてもらいたいです。

○板橋局長

よろしいですか。今おっしゃったような、トラブルが起きている実態があると。県によってルールが違ふというのはある程度やむを得ない部分があるんですけども、一方で我が県ではきちんと取り締まっていると、そういうことを知ってもらおうということが大事だと思っています。そのために、ちゃんと取り締まりを行って、かつ看板を設置するだとか、そういうことからやっていくのが大事だと思っており、引き続きやっていきたいと思っています。

もう一つ別の話として、プレジャーボートの件ですが、これに関しては漁船登録をどうするかだとか、そういった問題に関わってくると思います。漁業をやるつもりがない人が漁船登録をできるようにしてしまうと、それは良くないという部分がありますので、きちんと漁業をやる人が漁船登録をできるような制度を検討していきたいと思っています。

○鈴木会長

今西原委員が言ったみたいな、漁協に所属して、そこに漁業者がいて、そこで漁業権魚種として、イセエビなんかを獲るという場合は、漁協が優先だよな、漁協がある以上。そこに漁業者がいなくなってしまう場合、誰を優先するかとい

う問題が出てくるのであって、漁協と漁業者がいる限り、色々と変わってきているけれど、従来とほぼ同じような格好で漁業者が優先されるというそういう解釈で良いですね。

○松浦主査

はい、ちゃんと適切かつ有効に漁場を利用していただいていることですから、皆さんに今回、漁場の報告を出してもらっていますけれど、今後もこういった形で利用を続けていってもらえればと思います。

○鈴木伸洋委員

一つ良いですか。先ほど西原委員がおっしゃった共同漁業権のところの空欄ですが、これについては確かに今事務局がおっしゃったとおりだけど、ただし、その他という項目があるのだから、それなりの理由を付けて明確にしておかないといけないんじゃないかと思います。

○松浦主査

確かに空白と全て○というのがあって、割と○をつけているところが多いので、空白があるといけないことのように思われてしまうかもしれないのですが、そういうことではありません。

○鈴木伸洋委員

理由はわかるんですけども、やってないように見えてしまう。そうすると適正だったり実績だったりといった論理はどこへ行ってしまおうと見られてしまうということも出てくると思うんです。

その他のところに、先ほどもあったように、担い手が見つからなかったのが今年はやっていませんとか、但し書きを入れるというやり方も必要だろうと思います。そうしないと○を付けている意味は何になるのということになってしまうと思うんです。

それから共同漁業権のサイズ制限だとか採捕方法だとかは許可する要素なのだからそこが空欄なのはどうかと思うところがございます。

○西原委員

私の感覚では、組合は漁場というものを把握していないと、密漁があったときとか対応できないと思うんですよ。最近では水上バイクに乗って行く人が見受けられるんです

から。イセエビが一番多くいるのが波消しブロックなんですよ。

○伊藤事務局長

西原委員がおっしゃったことですが、これは組合側が漁業権区域をわかっていないという意味ではないんです。当然組合側はわかっています。

鈴木先生のおっしゃるようには確かに空欄だと変に見えてしまうのはその通りなので、※を付けてわかるようにしたいと思います。

○鈴木伸洋委員

※にするか注意書きするかわかりやすいようにしていただければと思います。

そこで地域の漁業特性というものが重要になってくるんです。だから○や×や空欄だけで審査するのではなくて、地域ごとの特性も配慮して、妥当性を県が認めたというようにしないといけないと思います。

やはり特性は一律でないので、そのためにその他の欄を設けているので、それは明確にしておかないといけない、と思いました。

○松浦主査

承知しました。西原委員のおっしゃったことについては、タイトルの書きぶりで、誤解が生じてしまったと思いますので、タイトルの書きぶりを変えて、空欄のところの補足を今後入れることで、わかりやすい形にしたいと思います。

○鈴木会長

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○李委員

西原委員にお聞きしたいのですが、先ほどおっしゃっていたプレジャーボートの方たちは、改正漁業法を用いて自分たちの主張をしているのでしょうか。

○西原委員

そうですね。プレジャーボートは船名を書かなくていいんですよ。ですから写真撮っても船名が書いてないものだから誰かわからない。金州の方には愛知県からも来るし、浜名、遠州、御前崎あたりから200隻くらいのプレジャーボートが

来るんですよ。その中でひき縄はルールがあって、同じ方向に走らないと、漁具が絡まったり切れたりしてトラブルの元になるんですけど、それをプレジャーの人たちは守らずに我が道を行くという感じですよ。そういう人の中には、漁船登録をすればひき縄ができると間違った考えを持つ人がいるようで、漁船保険の方に聞くと、そういう人からの申し込みがとて多いと聞きます。

○李委員 改正漁業法が都合よく使われないよう、県に周知努力をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○田口委員 すみません、この資料の中身を見ると資源の状況とかが細かく書いてあって、漁業権を免許する、しないの資料ではあるんですけども、海域ごとに見ていくと、ここでは大蛇行の影響で何が獲れなくなったとか、あるいはそのかわりにこの生物が出てきたとかがわかるようになるんじゃないかなと思います。定性情報として良い資料になるんじゃないかと思うんですけども、そのような使い方もできるんでしょうか。

○松浦主査 感覚的に書いてあることもあるものですから、学術的にどこまで見られるかという部分もあると思うんですけども、積み上がってくれば、漁協さんの感覚としての資料にはなるのかもしれないです。

○田口委員 水産試験場の職員の方が、こういう情報をどう読むのか関心がありました。こういう潮の時にこういう状況が起きるといことがあらかじめわかれば、漁業者の方たちも対応ができるのかなと思いました。

○安間委員 この統計資料でいうと、遠州漁協という項目はないんですね。組合長として判子を押している報告書を、水産資源課にも県漁連にも提出をしていると聞いているのですが。

○松浦主査 今回の報告は漁業権に関するものでして、遠州漁協さんは漁業権がないので、今回この報告はありません。安間委員が

おっしゃった判子を押している書類というのは、恐らく知事許可漁業の漁獲成績ですとか、TACの報告とかそういうものではないかと思います。法改正で、今までやっていたもの以上に報告事項が増えている中のひとつとして、今回は漁業権のものになります。知事許可漁業のシラス漁等の報告は別にいただいております。

○安間委員 わかりました。一方、全体を把握するといいますと、漁業権以外の報告が漏れていると、全体の実態把握にはならないのかと思ったんですけれども、それはどうなのでしょう。

○松浦主査 この資料の目的としては、県全体の漁獲情報の把握ではなく、漁業権を免許された側が、その漁場をどう使っているのかを知る手がかりとなるものです。

○板橋局長 安間委員の問題意識は、県として正確に水揚げ量を把握できているかということですね。そこは市場ごとの報告というものはありますので、この資料には出ておりませんが、別途把握しております。

○安間委員 海区委員会としては、そういうものも別途もらった方がよいと思うのですが、どうなのでしょう。

○伊藤事務局長 漁獲量等は水産・海洋技術研究所でも把握しておりますので、まとめることはできます。ただし、自由漁業は情報が抜けております。許可漁業は漁獲報告書を出すということが、キンメダイ釣りは自由漁業なので、報告義務がないです。

○板橋局長 その他にも、相対取引など、市場を通らない取引というものもあって、それについては市場で把握できないのでわからないという部分がどうしてもあります。それがどのくらいわからないというのは、報告がないのでわかりません。

○鈴木会長 他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。
御意見が出尽くしたようですので、このことについて、以上とします。

続きまして、報告事項のイ 漁業権の切替えに関する要望調査について、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査

令和5年度の漁業権免許の一斉切替えに係る要望調査について、現在の要望内容及び作業の進行状況を報告させていただきます。資料4を御覧ください。

1ページの【漁業権漁業】の2行目に記載のとおり、漁業権は、一定の水面において排他的に漁業を営むことのできる権利で、海面には共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権の3種類があります。今現在、海面には合計106件が免許されています。

海面の漁業権は、令和5年8月31日をもって有効期限を迎えるため、令和5年9月1日付で免許を切り替える必要があります。

3ページの表に漁業権の一斉切替スケジュールを示しています。切替えにあたり、今後、海区委員の皆様には協議していただく機会がございますので、よろしくお願ひいたします。

この表のうち、1番左の県実施項目と記載された列を御覧ください。3月17日付けで各沿岸漁業協同組合と関連する漁業種別団体に対しまして、現在の漁業権実態調査と要望調査の回答を依頼しました。

5月には、いただいた回答について取りまとめ作業を行い、概ね作業が完了しましたので、現在、要望として上がってきているものを資料として2ページの表にお示しいたしました。ここでは特に読み上げませんが、漁協さん、それから漁協さんに所属する漁業者さんからの回答は以下のとおりとなります。

なお、この表は6月2日時点のものです。5月中旬より、漁協さんを訪問しながら聞取調査と基点の確認調査を始めておりますが、漁協さんと対面でお話ししますと、追加や変更が出て参ります。そのため、こちらは現時点版として御覧ください。漁協巡回が終了し、要望が確定しましたら改めて皆様に報告し、対応について協議いたします。

以上になります。よろしくお願ひします。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がりましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

漁業者委員からは無いようですので、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○田口委員

はい、要望に関してなんですけれども、これは漁協さんの中で、組合員さんの意見をどのようにとりまとめているのに関心があります。組合ごとに違うでしょうが、組合員が「自分の要望が届いていない」と感じる事態があるとまずいと思うのですが、どのようになっていますか。

○鈴木会長

うちの支所で、「のり」という表現で、申請した漁協の職員は、その「のり」の中には、「はばのり」も「ふのり」も入っているというそういう解釈だったんですが、ただ他の漁協を見ると、「はばのり」は、「はばのり」として明記している。2、3年前に河津地区の漁業者と正組合員と農協の職員とで少しごたごたしたことがありました。あそこは、はばのりの解禁の日を地域で設けている。でも漁業権に「はばのり」の記載は無いからといって、農協の職員が解禁の前に採ってしまったということで少しごたごたしまして、最終的には、「はばのり」も「ふのり」も、「のり」に含まれるよ、ということでその場は納めたんですが、実際にはうちの漁協の申請ミスであったと思います。

○松浦主査

少し補足してよろしいですか。聞き取りや先ほどの資源管理の状況等の報告で漁業権の話をするものですから、そういったところで聞いている中では、やはり要望調査の時に運営委員長さんに聞き取りをしてとか、普段から青壮年部活動をやっているところだと、今度これを追加したいね、だとか、使っていない漁業権があるときは、どうするか今度会議で話しをして、それを報告します、という感じで状況を教えてくださいるので、それぞれの漁協さんでやり方は違うんでしょうけれども、そのようなことが行われております。

○西原委員

私の所は4漁協が合併したものですから、当初は地区ごと

のルールがあって、いろいろな問題がありました。合併10年たちましたが、その間に各ルールを統一しました。一番統一したのが、採って良い人に腕章を渡して許可制にしたんですよ。はばのりとわかめです。わかめも定着しているのを鎌で刈って採るための腕章です。そういうことを4漁協話し合っ
て決めてきました。そうしたらトラブルもなくなってきました。

○鈴木会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

特に御意見等がないようですので、このことについて、以上とします。

最後に事務局から次回開催についてお願いします。

○市川主任

はい、次回開催について御報告させていただきます。次回は8月4日(木)午後2時から、静岡県庁での開催を予定しております。

主な議題としましては、諮問事項 棒受網漁業及びさばすくい網漁業の許可及び起業の認可について等を予定しております。よろしくをお願いします。

○鈴木会長

次回については、次回は8月4日(木)午後2時からと
いうことですので、よろしくをお願いします。

以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しまし
た。

それでは事務局に進行をお返しします。

○伊藤事務局長

鈴木会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。

以上で、第22期10回静岡海区漁業調整委員会を閉会し
ます。ありがとうございました。

(終了 17:10)

合併 10
一番統
たんで
のを鎌
話し合
てきま
。、以
。次
を予
さば
して
らと
まし
いま
会し
10)

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録
署名人として署名押印する。

令和4年6月2日

議長

鈴木 精



議事録署名人

橋谷 善彦



議事録署名人

真鍋 淳子



Faint, illegible text or bleed-through from the reverse side of the page, appearing as light brownish-grey marks.

